

四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第29号

四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（昭和51年四日市市規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(鉄道駅等周辺における駐車施設の附置)</u></p> <p><u>第2条 条例第4条及び条例第8条第1項に規定する市長が別に定める区域は、別図の区域とする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する区域内にある建築物が公共施設である場合において、当該建築物からおおむね500メートル以内の場所に都市計画として決定された路外駐車場（以下「都市計画駐車場」という。）がある場合は、必要となる駐車施設の駐車台数を、利用状況に応じて都市計画駐車場に確保することができる。</u></p> <p><u>3 公共交通の利用促進等により、駐車場利用台数が軽減され、駐車施設の需要が低いと市長が認める建築物については、公共交通利用促進に関する計画の提出により、駐車施設の規模を軽減</u></p>	

割合等に応じて減じることができる。

(駐車施設の附置の特例に関する基準)

第2条 条例第8条第2項に規定する規則で定める基準は、駐車の用に供する部分の延べ面積が500平方メートル以上又は駐車台数30台以上及び建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設置した場合とする。

2 条例第8条第3項に規定する規則で定める限度は、当該路外駐車場に有する駐車台数の5分の1とする。ただし、特別の事由があると認められるときは、この限度を超えることができる。

(駐車施設の附置の特例に関する基準)

第3条 第2条第1項に規定する区域内において、条例第8条第1項の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、その建築物の敷地からおおむね500メートル以内の場所に駐車施設を設けることができる。

2 条例第8条第2項に規定する規則で定める基準は、駐車の用に供する部分の延べ面積が500平方メートル以上又は駐車台数30台以上及び建築物の敷地からおおむね200メートル以内

の場所に駐車施設を設置した場合とする。

3 案例第8条第3項に規定する規則で定める限度は、当該路外駐車場に有する駐車台数の5分の1とする。ただし、特別の事由があると認められるときは、この限度を超えることができる。

(駐車施設の構造等の基準)

第4条 駐車の用に供する部分の延べ面積が500平方メートル以上の駐車施設の出口及び入口（自動車の車路の路面が道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。）は、次の各号に掲げる道路又は道路の部分に設けてはならない。

(1)から(5)まで (略)

第5条 (略)

第6条 (略)

第7条 (略)

第8条 (略)

(駐車施設の構造等の基準)

第3条 駐車施設の出口及び入口（自動車の車路の路面が道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。）は、次の各号に掲げる道路又は道路の部分に設けてはならない。ただし、駐車の用に供する部分の延べ面積が50平方メートル未満の駐車施設についてはこの限りでない。

(1)から(5)まで (略)

第4条 (略)

第5条 (略)

第6条 (略)

第7条 (略)

改正後

別表（第5条関係）

（略）

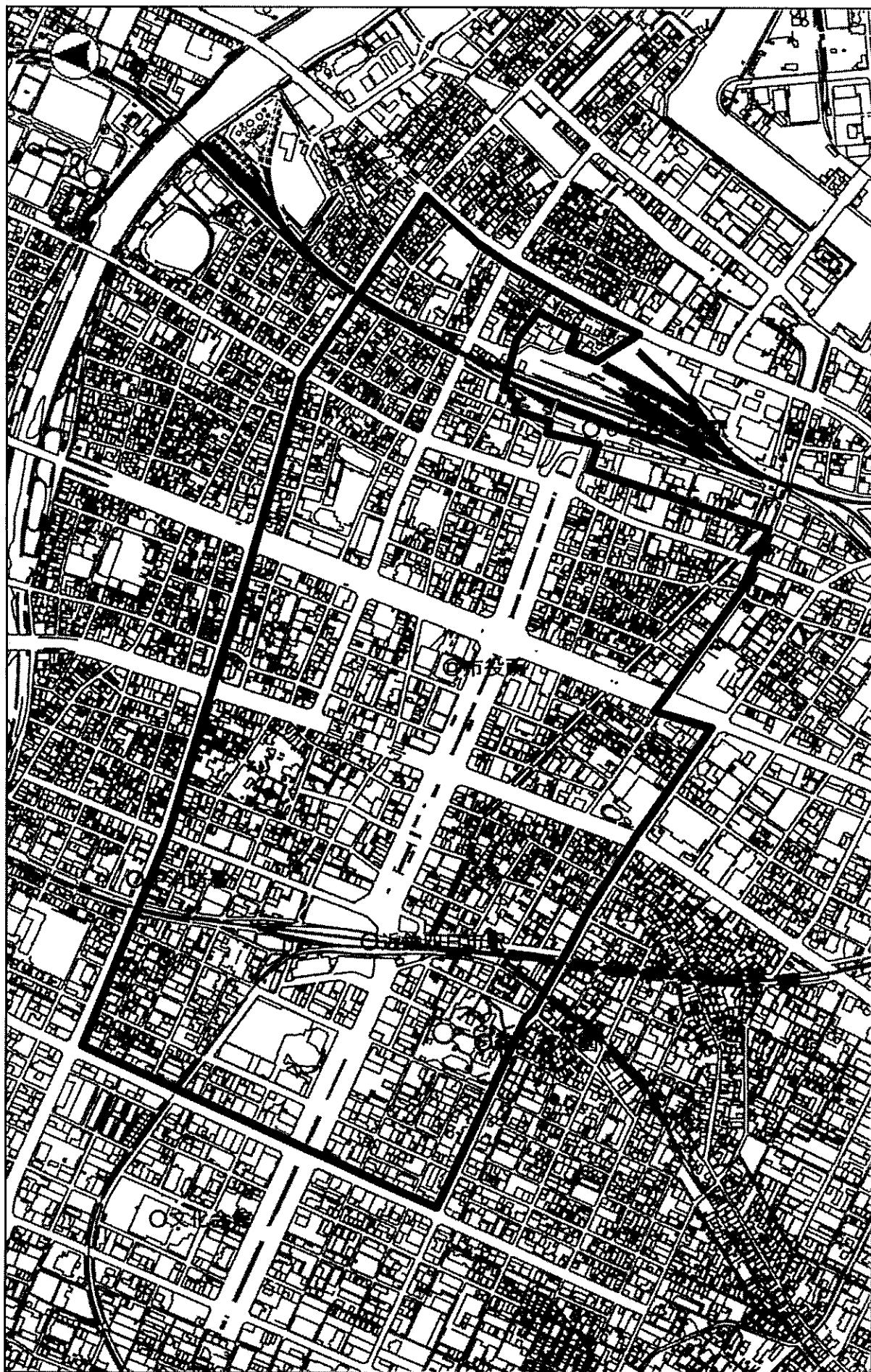
改正前

別表（第4条関係）

（略）

附則の次に次の別図を加える。

別図（第2条関係）



第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

正本

駐車施設 設置 変更 承認申請書						年 月 日		
四日市市長								
設置者								
住所又は所在地								
氏名又は名称								
次のとおり駐車施設を 設置 したいので、四日市市建築物における駐車施設の附置 変更 等に関する条例第8条第4項の規定により承認を申請します。								
駐 車 施 設	1 設 置 場 所							
	2 権利関係 (所有権、賃借権等この施設を設置するについて有する権利)				敷地			
					施設			
	3 使用承諾者	住 所 又 は 所 在 地						
		氏 名 又 は 名 称						
		区 分				面積及び駐車台数		
	4 規 模	建築物 内				m^2	台	合計 m^2 台
		建築物 外				m^2	台	
		特殊な装置 ()				m^2	台	
条例 第八 条の 建 築 物	5 所 在 地							
	6 用 途 (1) (2) (3) (4)							
	7 延べ面積 m^2 m^2 m^2 m^2 計 m^2							
8 駐車施設を 附置できな い理由								
※ 建 築 物	建築確認申請受付 年 月 日 第 号							
	建築確認年 月 日 年 月 日 第 号							
※受付								

副本

		設置 承 認 駐車施設 の 通知書 変更 不承認				
承不承認 通知欄	年 月 日 様					
	四日市市長 國 年 月 日あなたから申請のあった件については、次のとおり承認する り承認しないことに決定したので通知します。					
駐車施設	1 設 置 場 所					
	2 権利関係 所有権、賃借権等この施設を 設置するについて有する権利			敷地		
				施設		
	3 使用承諾者	住 所 又 は 所 在 地				
		氏 名 又 は 名 称				
	4 規 模	区 分			面積及び駐車台数	
		建築物 内			m ²	台
		建築物 外			m ²	台
		特殊な装置 ()			m ²	台
建 築 物	5 所 在 地					
	6 用 途 (1) (2) (3) (4)					
	7 延 ベ 面 積 m ² m ² m ² m ² 計 m ²					
特例の理由						
備考 6の欄は用途が2種以上の場合には用途別に記入し、7の欄は6の欄の用途に供する部分のそれぞれの延べ面積を記入すること。						

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対し審査請求をすることができます。

第2号様式（第7条関係）

第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

措 置 命 令 書

1 駐車施設又は駐車施設を設けるべき建築物若しくは敷地の所在地

2 建築物の用途及び規模

上記の建築物は、四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第の規定に違反しているので、同条例第11条第1項の規定により次の措置をとることを命ずる。

年 月 日

四日市市長

印

記

1 とるべき措置

2 1の措置をとることを命ずる理由

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対し審査請求をすることができます。

第3号様式（第8条関係）

(表)

(裏)

第 号

身 分 証 明 書

職名

氏名

年 月 日 生

上記の者は、四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第12条の規定により駐車施設に立ち入って検査をする職権を有する者であることを証明する。

年 月 日

四日市市長

印

1 本証は常時携帯し関係人の請求があった場合には、これを提示しなければならない。

2 本証は他人に貸与し又は譲渡してはならない。

3 本証を損傷し又は亡失したときは直ちに届け出なければならぬ。

4 本証は資格を失ったときは直ちに返還しなければならない。

本証の有効期間は発行の日から1箇年とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(都市整備部都市計画課)